

～離婚(養子離縁)にともなう手続きについて～

離婚(養子離縁)届を提出された方については、次の手続きが必要になる場合がありますので、ご自身で該当するものを確認の上、担当窓口にて手続き・お問い合わせ等してください。必要な手続きを行いませんと、手当や医療費助成等が受給できない場合がありますのでご注意ください。

なお、手続きによっては、ご本人確認、マイナンバー(個人番号)確認が必要な場合があります。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

*「手続きのご案内」をお渡ししている場合は、重複している項目があります。

受付時間 平日8:30~17:00(木曜日のみ20:00まで。ただし、※印の窓口を除きます。)

項目	担当窓口	備考
□ マイナンバー(個人番号)カード	1階④番 市民課	氏名が変更になった場合は記載事項の変更手続きが必要です。 カードをお持ちください。
□ 住民票の異動 世帯主の変更		住所の変更や世帯主を変更するためには手続きが必要です。
□ 印鑑登録		登録印がお届け前の氏で登録してあって、氏が変更となった場合は、新たに印鑑登録が必要です。印鑑登録証(おうめ市民カード)と新たに登録する印鑑、本人確認資料(免許証等)をお持ちください。
□ 青梅市国民健康保険に加入している方	1階④番 市民課	住所変更や氏名変更等が必要な場合は保険証(資格確認書)をお持ちください。
	1階⑦番 保険年金課	各種認定証の住所変更や氏名の変更等が必要な場合は担当窓口にお問い合わせください。
□ 国民年金に加入している方	1階⑧番 保険年金課	第3号被保険者として配偶者に扶養されていた方は、第1号被保険者への変更手続きが必要です。扶養でなくなった日が記載された書類をお持ちいただき、担当窓口にてお手続きください。
□ 年金を受給している方		氏名変更がある場合は、年金証書の差し替えがありますので、詳しくは年金事務所にお問い合わせください。
□ 後期高齢者医療制度に加入している方	1階⑨番 保険年金課	保険証(資格確認書)や各種認定証の住所変更や氏名の変更等が必要な場合は担当窓口にお問い合わせください。
□ 社会保険等に加入している方	ご加入中の健康保険組合等にお問い合わせください。	
□ 介護保険証をお持ちの方	1階⑩A番 介護保険課	氏名・住所が変更になる場合、介護保険証、負担割合証および負担限度額認定証(交付を受けている場合)の記載事項の変更手続き等が必要です。
□ 障害者手帳をお持ちの方	1階⑪番 障がい者福祉課	身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方は氏名・住所変更の手続きが必要です。
		特別障害者手当や特別児童扶養手当、東京都重度心身障害者手当等、障害に関する手当の受給者は氏名・住所変更等の手続きが必要です。
		障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児通所支援の受給者証をお持ちの方は、氏名・住所変更等の手続きが必要です。

(裏面に続きます)

項目	担当窓口	備考
□ 各種医療費助成の医療券や受給者証をお持ちの方	1階⑪番 障がい者福祉課	マル障(心身障害者医療費助成)の受給者証をお持ちの方は、氏名・住所・保険変更の手続きが必要です。
		マル都医療券(難病、人工透析を必要とする腎不全、血友病、肝炎、小児精神入院助成に関するもの)の氏名・住所・保険変更等の手続きが必要です。
		自立支援医療(精神通院および更生医療)受給者証の氏名・住所・保険変更の手続きが必要です。
		特定医療費(指定難病)受給者証の氏名・住所・保険変更等の手続きが必要です。
	健康センター ※健康課	マル都医療券(大気汚染医療費助成)の氏名・住所変更の手続きが必要です。住民票の写しおよび医療券をお持ちください。
	健康センター ※こども家庭センター	小児慢性特定疾病医療費助成および養育医療給付を受けている方は氏名・住所等の変更が必要になります。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。
	1階⑫A番 子育て応援課	氏名・住所・家族構成の変更の届出が必要となります。また、育成料の納付について口座振替登録している場合、手続きが必要となることがあります。 原則、一度口座振替登録をすると、変更または取消の依頼書が提出されるまで継続されますので、口座登録の有無、振替口座名義などお問合せください。
	1階⑫B番 こども育成課	自立支援医療(育成医療)受給者証の氏名・住所変更の手続きが必要です。 受給者および児童の氏名・住所や生計中心者等の変更があったときは、児童手当、マル乳(乳幼児医療費助成)、マル子(義務教育就学児医療費助成)、マル青(高校生等医療費助成)の氏名・住所・保護者変更等の手続きが必要です。(離婚、養子縁組した日の翌日から15日以内) 児童扶養手当、児童育成手当、マル親(ひとり親家庭等医療費助成)の申請等につきましては、担当窓口にお問い合わせください。
□ 学童保育所をご利用の方	1階⑬A番 保育課	氏名・住所・家族構成の変更の届出が必要となります。また、保育料の納付について口座振替登録している場合、手続きが必要となることがあります。 原則、一度口座振替登録をすると、変更または取消の依頼書が提出されるまで継続されますので、口座登録の有無、振替口座名義などお問合せください。
□ お子さんに関する手当や医療費助成を受けている方	1階⑭番 社会福祉課	市税等の納付について口座振替登録している場合、手続きが必要となることがあります。 原則、一度口座振替登録をすると、変更または取消の依頼書が提出されるまで継続されますので、口座登録の有無、振替口座名義などお問合せください。
□ 保育園・幼稚園をご利用の方	1階⑮番 税課	担当窓口にお問い合わせください。
□ 市税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付の口座振替について	1階⑯番 収納課	
□ 125cc以下のバイク・ミニカー・小型特殊自動車をお持ちの方	1階⑰番 課税課	

項目	担当窓口	備考
□ 市立小・中学校に通学している方		住所変更により学区が変わる場合は、担当窓口で転校または指定校変更の手続きが必要です。
□ 就学援助費 特別支援就学奨励費	3階 ※教育委員会 学務課	就学援助費・特別支援就学奨励費を受けている方で世帯構成が変更になった場合は担当窓口で手続きが必要です。
□ 青梅市育英資金		青梅市育英資金融資を受けている方で氏や住所が変更となった場合は担当窓口で手続きが必要です。
□ 犬を飼っている方	5階 ※環境政策課	氏名や住所等が変更となった場合は手続きが必要です。
□ 青梅市墓地公園を使用されている方		氏名が変更となった場合に手続きが必要です。担当窓口にお問い合わせください。
□ 市営住宅にお住まいの方	5階 ※住宅課	名義人、世帯員または氏名等が変更となった場合、手続きが必要です。担当窓口にお問い合わせください。
□ 井戸・簡易水道をご使用の方	6階 ※下水道課	井戸・簡易水道が下水道や公設浄化槽に接続されている場合、世帯人数変更の手続きが必要です。担当窓口までご連絡ください。
□ 水道契約の名義変更		水道や井戸・簡易水道の契約者の方の氏が変更となった場合、手続きが必要です。 詳しくは東京都水道局多摩お客さまセンター(0570-091-100または042-548-5110)にお問い合わせください。